令和8年度(3期～)造林事業補助金(目安)

1　人工造林　　単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
スギ植栽　2,000本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	865,800	森林経営計画等 その他	588,700 311,600
スギ(コンテナ苗)植栽　2,000本/ha(再造林) (地拵え無し・植付・苗木代を含む)	731,400	森林経営計画等 その他	497,300 263,300
ヒノキ植栽　2,000本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	867,900	森林経営計画等 その他	590,100 312,400
クヌギ植栽　2,000本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	835,400	森林経営計画等 その他	568,000 300,700
スギ(ｺﾝﾃﾅ苗)植栽　2,000本/ha　(一貫作業ｼｽﾃﾑ機械地拵(ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ)・植付・苗木代を含む)	1,034,900	森林経営計画等 その他	703,700 372,500
スギ(ｺﾝﾃﾅ苗)植栽　2,500本/ha　(一貫作業ｼｽﾃﾑ機械地拵(ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ)・植付・苗木代を含む)	1,215,300	森林経営計画等 その他	826,400 437,500

※育成単層林の造成を目的として実施する地拵え、植栽等が対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※広葉樹を植栽した場合は、上乗せ補助があります。(ただし、要望が多かった場合は予算の範囲内となります)

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

※一貫作業ｼｽﾃﾑ:車輌系林業機械による全木集材(皆伐)の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用します。

2　樹下植栽　　単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
スギ植栽　1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	495,500	森林経営計画等 その他	336,900 178,300
ヒノキ植栽　1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	496,600	森林経営計画等 その他	337,600 178,700
クヌギ植栽　1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	480,400	森林経営計画等 その他	326,600 172,900

※育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上(長期育成循環施業の対象森林にあっては上層木が10齢級以上)の林分で実施する地拵え、樹下への苗木の植栽等が対象となります。また、天然更新を目的として実施する地拵え、植栽、天然稚幼樹の発生(育成)を促す地表起こし等も対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※広葉樹を植栽した場合は、上乗せ補助があります。(ただし、要望が多かった場合は予算の範囲内となります)

3　下刈り　　単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
雑草木の除去	189,300	森林経営計画等 その他	128,700 68,100

※植栽等により更新された2齢級以下(複層林にあっては下層木が5齢級以下)の林分で実施する下刈りが対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

4　枝打ち　　単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲1m～2m)	136,300	森林経営計画等 その他	92,600 49,000
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲1m～3m)	219,800	森林経営計画等 その他	149,400 79,100
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲2m～4m)	253,400	森林経営計画等 その他	172,300 91,200
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲3m～5m)	282,100	森林経営計画等 その他	191,800 101,500

※6齢級以下の林分で実施する枝打ちが対象となります。ただし、間伐と一体的に実施することにより12齢級までが対象となります。

※枝打高の上限は8m、実施幅は1.0m又は2．0mとなっています。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

5 除伐

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
不用木竹の除去	195,000	森林経営計画等	132,600

※下刈りが終了した5齢級以下(天然林にあっては12齢級以下)の林分で実施する除伐が対象となります。
※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。
※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

6 保育間伐

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(選木、伐倒等)	232,900	森林経営計画等	158,300
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(伐倒等)	185,300	森林経営計画等	126,000

※7齢級以下が対象となります。なお、立木の平均胸高直径が18㎝未満の場合は、8齢級以上の林分も対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

7ー① 間伐(定性伐採)

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 出材量 10㎥未満/ha(伐捨間伐)	234,900	森林経営計画等	159,700
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 10～20㎥未満/ha	310,400	森林経営計画等	211,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 10～20㎥未満/ha	343,900	森林経営計画等	233,800
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 20～30㎥未満/ha	385,900	森林経営計画等	262,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 20～30㎥未満/ha	452,900	森林経営計画等	307,900
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 30～40㎥未満/ha	461,400	森林経営計画等	313,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 30～40㎥未満/ha	561,800	森林経営計画等	382,000
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 40～50㎥未満/ha	529,900	森林経営計画等	360,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 40～50㎥未満/ha	599,300	森林経営計画等	407,500
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 50～60㎥未満/ha	599,600	森林経営計画等	407,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 50～60㎥未満/ha	686,400	森林経営計画等	466,700
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 60～70㎥未満/ha	669,300	森林経営計画等	455,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 60～70㎥未満/ha	773,500	森林経営計画等	525,900
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 70～80㎥未満/ha	739,000	森林経営計画等	502,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 70～80㎥未満/ha	860,600	森林経営計画等	585,200
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 80～90㎥未満/ha	808,800	森林経営計画等	549,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 80～90㎥未満/ha	947,700	森林経営計画等	644,400

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で、かつ12齢級以下の林分において実施する間伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、間伐で平均10㎥/ha以上の出材が必要となります。

※間伐の伐採率は、20%以上実施する必要があります。(標準25%)

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

7—② 間伐(列状伐採)**プロセッサ造材**　　単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 10～20㎥未満/ha	301,300	森林経営計画等	204,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 10～20㎥未満/ha	334,700	森林経営計画等	227,500
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 20～30㎥未満/ha	367,600	森林経営計画等	249,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 20～30㎥未満/ha	434,500	森林経営計画等	295,400
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 30～40㎥未満/ha	433,900	森林経営計画等	295,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 30～40㎥未満/ha	534,300	森林経営計画等	363,300
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 40～50㎥未満/ha	516,300	森林経営計画等	351,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 40～50㎥未満/ha	585,700	森林経営計画等	398,200
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 50～60㎥未満/ha	582,600	森林経営計画等	396,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 50～60㎥未満/ha	669,400	森林経営計画等	455,100
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 60～70㎥未満/ha	648,900	森林経営計画等	441,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 60～70㎥未満/ha	753,100	森林経営計画等	512,100
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 70～80㎥未満/ha	715,200	森林経営計画等	486,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 70～80㎥未満/ha	836,800	森林経営計画等	569,000
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 80～90㎥未満/ha	781,500	森林経営計画等	531,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 80～90㎥未満/ha	920,500	森林経営計画等	625,900

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で、かつ12齢級以下の林分において実施する間伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、間伐で平均10㎥/ha以上の出材が必要となります。

※間伐の伐採率は、25%以上実施する必要があります。(標準30%)

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8－①更新伐（複層林の抜き伐り）　　単位：円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 10～20㎥未満/ha	382,000	森林経営計画等	259,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 10～20㎥未満/ha	415,400	森林経営計画等	282,400
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 20～30㎥未満/ha	457,400	森林経営計画等	311,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 20～30㎥未満/ha	524,400	森林経営計画等	356,500
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 30～40㎥未満/ha	532,900	森林経営計画等	362,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 30～40㎥未満/ha	633,400	森林経営計画等	430,700
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 40～50㎥未満/ha	607,900	森林経営計画等	413,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 40～50㎥未満/ha	677,400	森林経営計画等	460,600
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 50～60㎥未満/ha	677,600	森林経営計画等	460,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 50～60㎥未満/ha	764,500	森林経営計画等	519,800
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 60～70㎥未満/ha	747,400	森林経営計画等	508,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 60～70㎥未満/ha	851,600	森林経営計画等	579,000
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 70～80㎥未満/ha	811,900	森林経営計画等	552,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 70～80㎥未満/ha	933,400	森林経営計画等	634,700
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 80～90㎥未満/ha	881,600	森林経営計画等	599,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 80～90㎥未満/ha	1,020,500	森林経営計画等	693,900

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下（長期育成循環施業では10齢級以上）の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で平均10m3/ha以上の出材が必要となります。

※樹下植栽を伴う更新伐の伐採率は、原則、概ね40%以上実施する必要があります。

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8—②更新伐（列状伐採）**プロセッサ造材**　　単位：円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 10～20㎥未満/ha	269,000	森林経営計画等	182,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 10～20㎥未満/ha	293,800	森林経営計画等	199,700
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 20～30㎥未満/ha	329,300	森林経営計画等	223,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 20～30㎥未満/ha	378,700	森林経営計画等	257,500
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 30～40㎥未満/ha	389,600	森林経営計画等	264,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 30～40㎥未満/ha	463,700	森林経営計画等	315,300
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 40～50㎥未満/ha	478,500	森林経営計画等	325,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 40～50㎥未満/ha	524,600	森林経営計画等	356,700
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 50～60㎥未満/ha	538,800	森林経営計画等	366,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 50～60㎥未満/ha	596,400	森林経営計画等	405,500
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 60～70㎥未満/ha	599,000	森林経営計画等	407,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 60～70㎥未満/ha	668,200	森林経営計画等	454,300
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 70～80㎥未満/ha	659,300	森林経営計画等	448,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 70～80㎥未満/ha	739,900	森林経営計画等	503,100
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ 出材量 80～90㎥未満/ha	719,500	森林経営計画等	489,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線 出材量 80～90㎥未満/ha	811,700	森林経営計画等	551,900

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下（長期育成循環施業では10齢級以上）の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で5ha以上かつ平均10m3/ha以上の出材が必要となります。

※樹下植栽を伴う更新伐の伐採率は、原則、概ね40%以上実施する必要があります。（標準33%）

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8－③　更新伐（帯状・群状伐採）**プロセッサ造材**　　単位：円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ　出材量　10～20㎥未満/ha	283,100	森林経営計画等	192,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線　出材量　10～20㎥未満/ha	294,600	森林経営計画等	200,300
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ　出材量　20～30㎥未満/ha	343,400	森林経営計画等	233,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線　出材量　20～30㎥未満/ha	366,400	森林経営計画等	249,100
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ　出材量　30～40㎥未満/ha	403,600	森林経営計画等	274,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線　出材量　30～40㎥未満/ha	438,200	森林経営計画等	297,900
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ　出材量　40～50㎥未満/ha	463,900	森林経営計画等	315,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線　出材量　40～50㎥未満/ha	510,000	森林経営計画等	346,800
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ　出材量　50～60㎥未満/ha	524,100	森林経営計画等	356,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線　出材量　50～60㎥未満/ha	581,800	森林経営計画等	395,600
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ　出材量　60～70㎥未満/ha	584,400	森林経営計画等	397,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線　出材量　60～70㎥未満/ha	653,500	森林経営計画等	444,300
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ　出材量　70～80㎥未満/ha	644,700	森林経営計画等	438,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線　出材量　70～80㎥未満/ha	725,300	森林経営計画等	493,200
不用木の除去、不良木の淘汰 グラップル・ウィンチ　出材量　80～90㎥未満/ha	704,900	森林経営計画等	479,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線　出材量　80～90㎥未満/ha	797,100	森林経営計画等	542,000

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下（長期育成循環施業では10齢級以上）の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で5ha以上かつ平均10m3/ha以上の出材が必要となります。

※長期育成循環施業における個別林分型において実施する場合は、20%以上～40%以下とする。

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

9-① 森林作業道(新規開設)　　単位:円/m

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
作業道の作設　全幅2.0m （山腹横断勾配25°～35°未満）	2,500	森経営計画等	2,300
作業道の作設　全幅2.5m （山腹横断勾配25°～35°未満）	2,400	森経営計画等	2,200
作業道の作設　全幅3.0m （山腹横断勾配25°～35°未満）	3,000	森経営計画等	2,800

9-② 森林作業道(改築)　　単位:円/m

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
作業道の作設　全幅1.5→2.0m （山腹横断勾配25°～35°未満）	1,100	森経営計画等	1,000
作業道の作設　全幅1.5→2.5m （山腹横断勾配25°～35°未満）	1,500	森経営計画等	1,400
作業道の作設　全幅1.5→3.0m （山腹横断勾配25°～35°未満）	2,100	森経営計画等	1,900
作業道の作設　全幅2.0→2.5m （山腹横断勾配25°～35°未満）	800	森経営計画等	700
作業道の作設　全幅2.0→3.0m （山腹横断勾配25°～35°未満）	1,600	森経営計画等	1,400
作業道の作設　全幅2.5→3.0m （山腹横断勾配25°～35°未満）	800	森経営計画等	700

※原則として1、7、8のいずれかに掲げる森林施業と一体的に実施する作業道が補助の対象となります。また、作業道の構造や作設方法については「佐賀県森林作業道作設指針」に基づき作設する必要があります。

※傾斜(山腹横断勾配)区分は、25°未満、25°～35°未満、35°以上の3区分を設定しています。(代表的な区分を掲載)

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

※なお、上記の補助金額は、上乗せ補助(25.5%上乗せ)を行った場合の金額です。
【上乗せ補助の条件:市町が8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限り、県が17%上乗せ補助を実施】

【共通事項】

森林組合等へ施業を委託して実施する場合は、1～9の標準単価に別途間接費(最大39%)を加算することができ、補助金額も上昇することとなります。

【注意事項】

上表は、代表的な施業種のみ示したもので、この他にも補助対象となる事業があります。

なお、補助金額は令和8年度造林事業標準単価により試算したものです。(標準単価は年度途中で改正する場合があります。)

※御不明な点につきましては、森林の所在する農林事務所までお問い合わせください。